

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言について

菅内閣総理大臣は、本日、「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、1都3県を対象に「緊急事態宣言」の発令を決定した。

首都圏では、感染拡大に歯止めがかからず、医療体制は危機的な状況が続いており、地方においてもクラスターの発生等による地域医療や保健、高齢者福祉への影響など、我が国はこれまでと様相の異なる極めて深刻な状況にある。

国においては、こうした厳しい状況を踏まえ、徹底した感染抑制、医療提供体制の確保、ワクチンの早期接種等、総合的な対策を引き続き強力に進めていただくようお願いする。

今般の「緊急事態宣言」を機に、政府・自治体、事業者、国民が一丸となって、感染の沈静化に向けた更なる取組を早急かつ集中的に行うことにより、全国的なまん延防止が図られることを強く念願するものである。

我々町村においても、再度の「緊急事態宣言」発令という事態をしっかりと受け止め、国及び都道府県・都市自治体とともに、この難局を乗り越えることができるよう、全力で取り組んでいく決意である。

令和3年1月7日

全国町村会長
荒木泰臣